

令和6（2024）年度こども家庭科学研究による  
研究成果の Web 登録について

こども家庭科学研究においては、研究報告書等の研究成果を厚生労働科学研究成果データベースにより広く一般に公開しております。つきましては、報告すべき研究成果と登録(提出)期限について下記一覧をご確認のうえ、標記データベースへの研究成果の登録をお願いいたします。

なお、研究成果の Web 登録等を行う「厚生労働科学研究成果データベース」の運営は、国立保健医療科学院が行います。

記

- Web 登録先 : 厚生労働科学研究成果データベース (厚労省 Grants System)  
システムURL : <https://mhlw-grants.niph.go.jp>  
登録方法 : 研究成果報告に関する詳細、その他の資料につきましては  
下記 URL「[成果報告に関するヘルプ](https://mhlw-grants.niph.go.jp/project-help)」からご確認ください。  
<https://mhlw-grants.niph.go.jp/project-help>

令和6（2024）年度 こども家庭科学成果報告一覧

備考欄に記載された各項目 (◆) については「成果報告に関するヘルプ」をご確認ください。

| No. | 報告内容  | 提出方法  | Web登録/提出期限  | 備考   |
|-----|---|-------|---|--|
| 1   | 研究報告書 概要版   | Web登録 |   | Web登録を行うには、研究代表者および研究分担者は本データベースへの研究者登録が必須（【資料1】を参照）<br>◆ 概要版Web登録について<br>◆ 【資料1】研究者登録について   |
| 2   | 研究報告書 ※1<br>・総括・分担研究報告書<br>・総合研究報告書 ※2                  | Web登録 | 以下のいずれか早い期日まで<br>・2025年5月31日(土)<br>・当該事業の終了後61日が経過する日                         | ◆ 研究報告書Web登録(PDFアップロード)について<br>◆ 【資料2】研究成果の公表に関する留意点   |
| 3   | 「こども家庭科学研究費における倫理審査及び利益相反の管理の状況に関する報告について」の写し(倫理審査等報告書) | Web登録 |   |  |
| 4   | 行政効果報告(助成研究成果追跡資料)                                      | Web登録 | 2025年6月10日(火)PM5:00まで   | 研究終了年度から5年間、新たに得られた研究成果を入力し情報の更新を行う。<br>◆ 行政効果報告(助成研究成果追跡資料) Web登録について   |
| 5   | 収支報告書 ※3  | 送付    | 確定通知を受けた日から30日以内  | 補助金の交付を受ける研究者がそれぞれ収支報告書を紙媒体またはメールにてこども家庭庁へ提出   |
|     |   | Web登録 |   | 研究代表者が補助金の交付を受ける研究分担者の金額もとりまとめて交付総額にかかる収支報告書を登録<br>◆ 収支報告書の提出・Web登録について  |
| 6   | メタデータ件数の報告  | Web登録 | 研究終了(最終)年度の研究終了後61日が経過する日までに行うこと  | 研究代表者が研究分担者の分も含め、当該研究課題において生み出された件数を以下の項目に分けて報告<br>「公開」、「共有」、「非公開・非共有」、「公開猶予」  |
| 7   | メタデータ   | Web登録 | 研究終了(最終)年度の研究終了後61日が経過する日までに行うこと<br>ただし、複数年度にわたる研究の場合は研究期間の初年度終了後は随時登録することが可能 | 対象者：研究代表者、研究分担者<br>メタデータの登録については以下を参照し別紙4に記載されたいずれかの方法により登録してください。<br>【こども家庭科学研究による研究データの管理・利活用に関するガイドライン】<br>URL: <a href="https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/cfd896e9-0472-4ea3-b6e3-f33c5a1692f7/ce3fe46d/20230825_policies_kagaku-kenkyu_kitei_09.pdf">https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/cfd896e9-0472-4ea3-b6e3-f33c5a1692f7/ce3fe46d/20230825_policies_kagaku-kenkyu_kitei_09.pdf</a> |

- ※1 令和7（2025）年度に繰越を行った課題についても「研究年度終了報告書」の提出が必要です。繰り越した研究課題が終了した後、翌年度の5月31日または当該事業の終了後61日が経過する日いずれか早い日までに研究報告書を差し替えてください。
- ※2 総合研究報告書の提出対象は、複数年度にわたり補助金の交付を受けた研究の終了年度が令和6（2024）年度にあたる研究課題です。
- ※3 収支報告書は同じ研究組織内に「研究費を自ら管理する者」が複数（研究代表者以外にも）いる場合、こども家庭庁に提出する紙媒体とデータベースへの Web 登録とで報告すべき内容が異なりますのでご注意ください。